

児童虐待予防対策における保健所の役割に関する研究

東京都杉並区杉並保健所長（元多摩立川保健所長）長野みさ子

研究目的

「健やか親子21」の主要課題のひとつとして、「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」があり、その具体的取組が求められている。保健所では児童相談所等との連携・協力の下に児童虐待予防対策を推進することが明記された。母子保健事業や精神保健対策事業の中で児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、そしてアフターケアまで総合的に推進し、市町村の児童虐待防止ネットワークの構築・推進等に関して、専門的、技術的立場から支援する保健所の役割を明らかにし、その普及を図る。

研究方法と結果

平成14年度から3年計画の研究事業の最終年度として、事業を継続し、全国の8保健所の参加を得て、研究班を組織した。

1. フォーラムの開催

平成14,15年度の成果を踏まえて、近畿・中国・四国地域ブロックの保健所長会の協力を得て、徳島市で、フォーラムを開催し、実際の現場で、児童虐待対策に取り組んでいる関係者の情報の交流と意見交換を行い、児童虐待予防対策における保健所の役割の普及啓発を図った(参加者は約150名)。

2. 先駆的モデル事業の実施

昨年度からの先駆的モデル事業も次の4保健所で継続した。

- 1) 東京都南多摩保健所：子どもの虐待予防活動の展開
- 2) 東京都練馬区保健所：特別区における児童虐待対策のシステムづくり
- 3) 大阪府富田林保健所：児童虐待予防活動
- 4) 東京都多摩立川保健所：多摩地域における児童虐待対策フォーラム

3. 実態把握のためのアンケート調査

研究班の最終年度として、全国の保健所における児童虐待予防対策事業の実態を把握することを目的にアンケート調査を実施した(566保健所へ発送、回収率約74%)。

考察と提言

17年度から、児童虐待防止法や児童福祉法の一部改正に伴い、市町村の児童虐待対策に関わる体制もより強化することが求められているが、市町村を支援する保健所の役割として、次のような提言をまとめた。

1. 母子保健事業に関わる保健師が、質量ともに力量を高め、児童虐待予防対策の視点を入れた、母子保健事業体系を構築するために、保健所は支援する必要がある。
2. 児童虐待予防のために、育児支援が重要であることを、医療・福祉分野に向けて、また、マスコミに向けて、保健所から発信していくべきである。
3. 保健・医療・福祉・教育等のネットワークをより有機的に充実する必要がある。
4. 児童虐待に関して、スーパーバイザー等の養成が急務である。